

ものづくりコーディネーター支援業務仕様書

1 業務名

ものづくりコーディネーター支援業務

2 実施目的

本市では、生駒市商工観光ビジョンの中で工業分野の目標として、事業継続に向けた「ものづくり操業環境の確保」を掲げ、製造業者への訪問と意見交換の場の設置及び支援機関と連携した経営支援を推進していくこととしている。

また、令和5年度の生駒市商工観光ビジョン改定時のアンケート調査により、製造業者は、技術力、量産体制及び短納期対応等の強みを持つ一方で、製品開発力、企画力、販売力及びブランド力等については課題が多いことがわかった。

こうした現状を踏まえたうえで、目標の実現に向け、技術的分野や経営分野に係るノウハウを持つ専門家（以下「コーディネーター」という。）を配して課題を調査し、解決に向けた支援を行うものである。

3 業務期間

契約締結日より、令和7年3月31日（月）まで

なお、業務スケジュールについては別途協議の上決定する。

4 用語の定義

製造業	日本標準産業分類(平成25年10月改定)の大分類の内、D建設業、E製造業、F電気・ガス・熱供給・水道業、G情報通信業
製造業者	日本標準産業分類(平成25年10月改定)の大分類の内、D建設業、E製造業、F電気・ガス・熱供給・水道業、G情報通信業に属する <u>市内に拠点をもつ事業者</u> 。ただし、上記分類に該当していなくとも、本事業による支援が適当と認める事業者は受注者と協議の上、対象とする。
支援機関	国、地方公共団体、公共的団体、外郭団体、大学・学術機関、民間の専門家等。
生駒市商工観光ビジョン	令和5～9年度までの5年間において、商工業、観光及びその横断的な分野に関する産業振興の具体的な指針としての役割を果たすもの。
コーディネーター	設計、開発、生産、製造等に関する技術的分野やマーケティング、販路開拓、プロモーション、雇用対策等の経営分野の課題に対し、その解決方法や手段等のノウハウを持つ専門家。 製造業者の課題を把握した上で、必要に応じ支援機関と連携・協力しながら、解決に向けた啓発・提案・助言・指導等の支援を行う。
カルテ	製造業者の経営・技術等の現状や課題に関する情報が記載されたもの。

5 業務概要

(1) 説明会、セミナー及び交流会開催業務	
ア 説明会開催	本業務の内容を製造業者に周知し理解を得るため、生駒市商工観光ビジョンを参照した上で製造業者のニーズに則した集客が見込める説明会を企画し実施する。
イ セミナー及び交流会開催	「業務概要(2) 現状把握及び伴走支援業務」を実施後、製造業者のニーズに則したセミナーを企画し実施する。 製造業者同士の関係性強化や支援機関等とのマッチングを促進するために、交流の場を設ける。
ウ 広報、周知	以下②～⑥の中から、効果的な手段を複数選択し製造業者に周知する。 なお、①は必須とする。 ① 説明会、セミナー及び交流会のチラシ作成 ② 本業務専用ホームページの作成 ③ SNSを活用した発信 ④ 生駒商工会議所発行冊子への折り込み広告 ⑤ 新聞、業界専門誌、地域情報誌等への掲載や折り込み広告 ⑥ その他効果的な周知方法

(2) 現状把握及び伴走支援業務	
ア 訪問等によるヒアリング	コーディネーターが訪問又はその他の方法により、各製造業者の現状の課題やシーズ、ニーズ等をヒアリングし把握する。
イ 伴走支援	上記アで聞き取りをした内容を分析、整理した上で、各製造業者に適した助言、提案、解決に向けた支援を行う。
ウ 連携支援	上記イの実施において、より適切な支援機関がある場合は連携し、協力を得て支援する。
エ カルテの作成	製造業者ごとに、ヒアリング及び伴走支援の内容を記録したカルテを作成する。
オ 留意事項	① 受注者自らが各製造業者へ直接連絡しアポイントを取ること。 なお、業務委託契約締結後、本市が保有する製造業者に関する資料の提供や、生駒商工会議所との連携により、訪問先開拓に向けた一部支援が可能。 ② 受注者が各製造業者に訪問する際、受注者の社用車等や公共交通機関を利用すること。 ③ 製造業者10者以上に訪問すること。また、訪問回数は延べ30回以上とする。 ④ 必要に応じて、各製造業者と電話、インターネットを使用して連絡、打ち合わせ、会議等を実施すること。

(3) 運営管理業務	
ア 人員配置	① 業務を円滑に遂行するため、進捗管理、各種調整、交渉及び必要な事

	務等を行う人員を配置すること。 ② 本市の窓口となり、本市の求めに応じて打合せ、報告等を行う人員を配置すること。 ③「業務概要（２）現状把握及び伴走支援業務」を担う専門性を持ったコーディネーターを配置すること。
イ 業務全体の管理	本業務を円滑に遂行するため、進捗その他全体の管理を行うこと。
ウ 業務の運営	資料作成、応募受付、問合せ対応、会場確保、会場設営等、各事業の運営に必要な業務のすべてを執り行うこと。
エ アンケート調査	「業務概要（１）説明会、セミナー及び交流会開催業務」及び「（２）現状把握及び伴走支援業務」に係る製造業者や支援機関を対象にアンケート調査を実施し、集計の上、分析内容を提出する。

6 コーディネーター要件

コーディネーターは「（１）基礎要件」を全て満たすこと。さらに、「（２）期待要件」についても満たすことが望ましい。

(1) 基礎 要件	ア 製造業の事業者の技術的分野や経営分野の課題に対する支援実績がある
	イ 製造業者とのコミュニケーションを円滑に行える
	ウ 製造業者の支援に意欲をもち、自ら積極的に製造業者を開拓し、製造業者との信頼関係を築くことができる
	エ 受注者自らが用意する社用車等又は公共交通機関を利用し製造業者を訪問できる
	オ 受注者自らが用意する電子機器(ＰＣ・スマホ等)を用い本業務を遂行できる

(2) 期待 要件	ア 技術的分野	
	①実務経験	研究、設計、開発、製造、加工、組立、検査、保全、QC(品質管理)、生産管理、製造管理、原価管理、工程管理、技術教育、安全衛生管理等本分野の専門性を証する経験
	②保有資格	フォークリフト運転資格、危険物取扱者、玉掛け免許、衛生管理者、エネルギー管理士、クレーン運転士、ボイラー技士、電気工事士、CAD 関連資格全般、溶接技術者、機械保全技能士、機械加工技能士、半導体製品製造技能士、食品衛生責任者、食品衛生管理者、QC(品質管理)、MOT(経営技術修士)等本分野の専門性を証する資格
	イ 経営分野	
	①実務経験	経営改革、販路開拓、売上拡大、マーケティング、事業計画策定、海外展開、IT・デジタル化推進、労務、人材育成、財務、税務等本分野の専門性を証する経験
	②保有資格	中小企業診断士、社会保険労務士、行政書士、弁理士、税理士、弁護士、MBA(経営学修士)等本分野の専門性を証する資格

7 成果物

(1) 業務報告書（カルテ及びアンケート回答票、集計分析結果を含む）

ア 納入期限

令和7年3月31日（月）

イ 提出部数

- ・ 1 部（A4 ファイル形式）
- ・ 電子データ 1 部（修正、印刷が可能な様式で納品）

ウ その他、本市が必要と認める書類

(2) 業務完了届

ア 納入期限

令和7年3月31日（月）

イ 提出部数

1 部

8 再委託について

受注者は、業務の一部について再委託をする場合は、予め市と協議をし、求めに応じて再委託調書を提出しなければならない。

9 調査等

本市が、必要と認めるときは、本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者はこれに従わなければならない。

10 独自提案

「5 業務概要」「6 コーディネーター要件」に掲げる業務の他、更に本業務の効果や有効性を高めることができる独自の方法、手段等を提案すること。

11 その他留意事項

- (1) 本業務に必要な経費は委託料の中に含むものとする。
- (2) 受注者は受注決定後、本市との初回打ち合わせの際、業務全体スケジュールを記載した計画書を提出する。
- (3) コーディネーターが紹介する支援機関等は、できる限り生駒市内及び奈良県内から選出するよう努めること。
- (4) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切な管理及を行うこと。
- (5) 前項の他、本業務により知りえた情報等については本業務においてのみ使用するとし、他の目的に使用し又は他のものに漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、又は保護の解除された後においても同様とする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受注者とは協議して定めること。
- (7) 本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、本市と協議の上、仕様書の内容の一部について変更することが可能とする。
- (8) 受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等がわかる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了、中止、又は廃止した日の属する年度の終了後5年間これを適切に保存する。
- (9) 本業務を中止又は中断した場合は、契約金額のうち業務を行わなかった部分に相当する金額を減額する場合がある。